

# 社会福祉法人南の風 役員等の報酬等に関する規程

## (目 的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人 南の風（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに実費弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定 義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤理事は、当法人職員を兼務し、職員給与を支給する。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、非常勤役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 実費は、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費）等報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の総額)

**第3条** 評議員の各年度の報酬総額は定款に記載する額とし、役員各年度の報酬総額は50,000,000円とする。

## (常勤理事の報酬)

**第4条** 常勤理事については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規程に基づく業務報酬等は支給しないものとする。理事会に出席したときは別表2により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、控除後に別表2の金額を報酬として支払うものとする。

- 2 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については別表1に定める額とする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬から控除して支払うものとする。

## (非常勤役員等の理事会又は評議員会への出席)

**第5条** 非常勤役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、定款の規定に基づき、別表2により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、控除後に別表2の金額を報酬として支払うものと

する。

- 2 同日にあわせて法人及び施設運営等のために業務にあたった場合は、本条の報酬等及び実費弁償費は支払わない。

#### (非常勤役員等の理事会及び評議員会への出席以外の業務)

**第6条** 非常勤役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表3により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、控除後に別表3の金額を報酬として支払うものとする。

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表3により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、控除後に別表3の金額を報酬として支払うものとする。

#### (監事の報酬)

**第7条** 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、控除後に別表3の金額を報酬として支払うものとする。

#### (報酬の支給及び方法)

**第8条** 非常勤役員等の報酬及び実費弁償費は、その全額を通貨で直接支払うものとする。

- 2 非常勤役員等本人が報酬の全部又は一部につき、金融機関の本人名義の預貯金口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。
- 3 非常勤役員等の報酬の支給日は、理事会及び評議員会の出席の都度又は業務を行った都度、もしくは月額支給の場合は16日から15日までを計算期間とし25日に支給する。但し、支給当日が土曜日の場合は前日に、日曜日、祝日の場合は翌日に支給する。

#### (出張旅費)

**第9条** 非常勤役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、控除後に別表4の金額を報酬として支払うものとする。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### (公表)

**第10条** 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月3日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事長報酬（月額）	1,200,000円

別表 2

名 称	報 酬
理事会出席報酬等（日額）	10,000円
評議員会出席報酬等（日額）	10,000円

別表 3

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000円
監事監査指導報酬等（日額）	10,000円

別表 4

旅 費	宿泊費	報酬(日額)	その他
実 費	実 費	10,000円	実 費